

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

延岡市長 読谷山 洋司

市町村名 (市町村コード)	延岡市 (45203)	
地域名 (地域内農業集落名)	川内名② (瀬口集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 6月18日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水害や鳥獣害の被害が多い。
- ・用水路が老朽化しており、漏水がある。
- ・農地面積が小さく、耕作者も高齢化しており、担い手の確保も難しいため畦畔除去を行える農地については行い、前向きな集約を進める。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・用水路や用水ポンプなど老朽化している場所については行政と連携して修繕を行っていき、担い手が出てきた際に困らないような農地の整備を行う。
- ・遊休農地で高収益となるような作物を行政やJAと連携して考えていく。
- ・農地の大区画化を検討していき、少しでも農作業の効率が上がるようにする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	27 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・基本的に農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
- ・保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・少しでも農作業の効率が上がるために、畦畔除去を行える農地については行い、担い手等が出てきた際には農地の集積、集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・基本的に農地の貸借契約は機構を介して権利設定し、地域全体で農地中間管理事業による農地の集積・集約に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
・畦畔除去などの基盤整備を今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内外から多様な経営体の確保・育成を行政やJAと連携して行っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・防除作業をスカイサービス等の事業体に委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①国や県の補助事業等を活用し、ワイヤーメッシュ柵や電気柵など効果的な施行となるように行政と連携して計画を立てる。
- ⑦用水ポンプ等の管理を地区の水利組合が中心となって行っていく。